

(令和5年11月21日発表)

## 「静岡市立の小・中学校における校外教育活動の実施要領」の改定

<p>◆ アピールポイント</p>	<p>：市立の各小・中学校では、修学旅行や野外活動、遠足、社会科見学などの校外教育活動を、「静岡市立の小・中学校における校外教育活動の実施要領」に基づき実施しています。</p> <p>：今年9月の富士山ハイキング中に児童が行方不明となる事案を受け、再発防止の観点から、実施要領の改定を行いました。</p>
<p>◆ 内容など</p>	<p>1 改定の目的 校外教育活動における児童生徒の安全確保のさらなる徹底を図ること。</p> <p>2 改定の主な内容</p> <p>(1) リスクチェックシートの作成・提出の義務化 各小・中学校が校外教育活動を行う前には、新たに「校外教育活動リスクチェックシート」を作成し、教育委員会事務局(学校教育課)あてに提出することとしました。 これにより、企画・準備段階でのリスクの洗い出しと対応を徹底します。 〔チェック項目例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画は、児童生徒の発達段階、体力、経験等を考慮した内容になっているか？</li> <li>・班活動時等の児童生徒と教職員の連絡手段は確保できているか？</li> <li>・(登山を行う場合) 山岳ガイドと引率教員との役割分担はできているか？</li> </ul> <p>(2) 校外教育活動実施届の記載内容を見直し 各小・中学校と学校教育課の情報共有・連絡体制を強化するために、各小・中学校が校外教育活動を行う前に学校教育課へ提出している「児童生徒校外教育活動実施届」の記載項目を見直しました。 〔見直しを行った主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の活動時の動きをより詳細に記載する。</li> <li>・緊急事態発生時の現地、各小・中学校、学校教育課、保護者、病院、消防署、警察等の連絡体制を記載する。</li> </ul> <p>3 11月13日から適用</p> <p>4 本要領は市公式ホームページに掲載しています。 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/314_000001_00053.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/314_000001_00053.html</a></p>

別紙資料 無

【問合せ】学校教育課(清水庁舎8階)

電話 054-354-2519